

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への研究者登録基準

本学の登録基準は下記のとおりとする

- ・ 本学の専任教員としての発令があることを原則とする
- ・ その他、専任教員以外を登録する場合は研究活動を行うことを職務に含むことを条件に学長の許可を要すること
- ・ 登録時に研究倫理教育（日本学術振興会研究倫理Eラーニングコース）を受講すること
- ・ 本学が定期的に行う研究倫理に関する研修会等へ参加すること

以上